

検 索 報 告 書 (スクリーニング結果と提示文献)

スクリーニングサーチの結果

項番	関連する請求項	提示文献(公報番号)	参照箇所	提示文献種別	論理式NO.
1	1	特開2×××-○○○○○○	【0010】	類似	1
提示文献のコメント					
提示文献1記載の平面パネルは本願発明の発光パネルAと同様であり、また、平面パネルを収容するケースは本体部Bに相当する。また、提示文献1記載の×××手段は、▲▲▲することから、本願発明の手段Cと一致する。さらに、提示文献1記載の平面パネル支持部は～であるから本願発明の保持手段Dと実質的に同一である。					
項番	関連する請求項	提示文献(公報番号)	参照箇所	提示文献種別	論理式NO.
提示文献のコメント					
提示文献のコメント					
提示文献のコメント					
提示文献のコメント					
提示文献のコメント					
提示文献のコメント					

提示文献数

【総合コメント】

現在の請求項の記載では、提示文献1のコメントに示されているように、従来技術との違いがない。しかし、保持手段Dについて、明細書中の実施例1に記載された構成1、あるいは更に実施例2に記載された構成2を請求項に組み入れることにより、従来技術と差別化が出来る可能性がある。とりあえずは構成1を組み入れる補正をして審査請求を行うことが考えられる。

